

## 通知カードが廃止になります

マイナンバーをお知らせするために郵送された通知カードが、令和2年5月25日頃を予定で廃止となります。

廃止になると次のような通知カードに関連する事務が行えなくなります。

- ・通知カードの新規発行及び再発行
- ・通知カードの住所や氏名など記載事項の変更 など

通知カードの再発行や、住所変更等に伴う記載事項の変更が必要な方は、早めにお手続きください。

通知カードの廃止後に、出生等で新たに個人番号が付番された方には、個人番号通知書が交付される予定です。

※個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類としては使用できません。

当面の間、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

### 【マイナンバーを証明する書類】

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーの記載された住民票
- ・記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している通知カード

### 【マイナンバーカードの取得について】

マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書として利用できるほか、コンビニエンスストア等の端末で住民票や戸籍証明書などが取得できる便利なカードです。

取得には、専用の交付申請書を郵送することのほかに、パソコンやスマートフォンから申請することができます。